

【介護保険施設等整備の手続きについて】

1 会議にお諮りする目的

介護保険施設等の整備を行うには、介護保険法に基づき都道府県知事等の指定等を受ける必要があるが、都道府県の介護保険事業支援計画*において定めた定員数を超えるような指定申請の場合、指定等をしないことができる仕組が設けられている。

本県では、介護保険施設等の整備を計画的に推進していくため、指定等に先立ち、圏域毎に設置してある本推進会議において、整備枠としての承認行為を事前に受けるという、事前協議制を採用している。

(※) 第7期愛知県高齢者健康福祉計画（平成30年3月策定）

○計画期間：平成30～32年度

○整備定員数：市町村計画におけるサービス見込量等を勘案した上で、施設種別毎、年度毎、圏域毎に定めている。

2 事前協議の手続きの流れ

本県の「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」で以下のとおり定めています。

- (1) 各相談センター及び整備予定地の市町村へ事前相談票を提出
- (2) 各相談センターから整備予定の市町村へ、確認及び意見聴取
- (3) 圏域における調整（幹事会及び研究会）
- (4) 圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取及び連絡調整
- (5) 圏域保健医療福祉推進会議の結果を事前相談票提出者に通知

3 事前協議が必要な介護保険施設等の種類

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム、定員30人以上の施設に限る）
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院
- (4) 介護専用型特定施設入居者生活介護（定員30人以上の施設に限る）
- (5) 混合型特定施設入居者生活介護（定員30人以上の施設に限る）

<参考>

※1 上記施設のうち、(5)の混合型特定施設に限っては、要介護者以外の要支援又は自立の方も利用できることから、計画数値には入居定員の7割を超えない範囲で推定利用定員として定めるものされており、本県では上限値の7割を入居定員に乗じて整備枠を定めている。

※2 (4)、(5)の特定施設の対象となる施設は次のとおり。

- ① 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅で有料老人ホームに該当するものを含む。）
- ② 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ③ 養護老人ホーム